

子どもの人権のSOS//レター

子どもたちが悩みを相談する手紙として、携帯電話、電子メールを使つゝことが多い中で、手紙を子どもの悩み解決に役立てる取組があります。法務局が全国の小中学生に配つてゐる「子どもの人権のSOS//レター」です。毎年、およそ一万件の「SOS」の手紙が、子どもたちから寄せられています。

「SOS//レターは、便箋と封筒がセットになつていて、子どもたちは悩みを書いてしんのまま送ることができます。切手を貼る必要もなく、ポストに投函すると最寄りの法務局に届きます。『学校で仲間外れにされ、上履きを隠されました。』

「前の席の子が、私の机に落書きをして困ります。」

「SOS//レターには、つじめや体罰、虐待など、救いを求める子どもたちの声がつづれています。手紙には、保護者や先生には直接話してくつこつとでも、誰にも知られず相談できるよさがあります。

「SOS//レターが、心のキャッチボールの実感を最もよくつかめます。」

SOS//レターは毎年秋に、学校を通じて配られます。小中

生の皆さん、悩みを//レターにつづつみませんか。

では、また。

「SOS//レターで状況を確認した人権擁護委員や法務局の職員は、「つら」とことがあっても自分を責めないで。」

「私も同じように苦しみました。」

「子どもた方に寄り添いながら、

「よい方法を見付けるために、もう一度お手紙ください。新しい//レターを入れておきます。」

などと提案します。そんなアドバイスや励ましに背中を押されるよう」、一人で悩んでいた子どもたちが身近な人に悩みを打

ち明け、解決するケースも多いのです。

「秘密厳守」が原則ですが、子どもの安全を最優先に考え、いじめや虐待など緊急措置が必要な場合は、学校や児童相談所と連携して対応します。//レターのやつとつを重ねるうちに、親族から虐待を受けていることを打ち明けしてきた中学生を関係機関が協力して迅速に救出したこともあります。

子どもたちは、悩みを分かつてもうひとつのSOS//レターを書くことで、自分の置かれた状況を見つめ、客観的に把握します。「書く」とこと自体が、問題解決の第一歩になるのです。

北九州人権擁護委員協議会の豊澤恵子さんは

「//レターが、心のキャッチボールの実感を最もよくつかめます。」